

## 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための 基本的な方針改定案（骨子）

### 1. 改定の経緯

- 平成 21 年 7 月に、海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号）が議員立法により全会一致で可決・成立し、公布された。
- しかしながら、海岸漂着物処理推進法施行後約 10 年が経過した現在においても、我が国の海岸には、国内外から多くの海岸漂着物が漂着し、また、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしている。
- さらに近年では、海洋に流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」という。）や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが、生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっている。
- このような状況を受け、海岸における良好な景観及び環境の保全並びに海洋環境の保全を図るとともに、国際的な課題にも取り組むため、議員提案により「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律」が国会に提出され、全会一致で可決・成立し、平成 30 年 6 月 22 日に公布・施行された（平成 30 年法律第 64 号）。

### 2. 改定の基本的考え方

- (1) 本年 6 月に成立した海岸漂着物処理推進法の一部を改正する法律により、新たに盛り込まれた事項（①漂流ごみ等の円滑な処理の推進、② 3 R の推進等による発生抑制、③マイクロプラスチック対策、④民間団体の活動支援、⑤国際連携、国際協力等）を踏まえ、海岸漂着物対策の推進に関する基本的な方針を改定する。
- (2) マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題について、国、地方公共団体、国民、事業者、民間団体、研究者等の各主体が取り組むべき対策を追加するとともに、多様な主体が連携して取組を推進するために必要な事項を追加する。

- (3) 来年6月に我が国で開催されるG20に向けて、海洋プラスチック問題に関する我が国の取組を世界に発信することを意識し、特に海岸漂着物対策に関する国際的な連携協力について必要な事項を追加する。

### 3. 改定のポイント

#### **(1) 海岸漂着物等の円滑な処理**

海岸漂着物等の円滑な処理について、法改正の趣旨を踏まえ、以下の内容を規定する。

- ① 漂流ごみ等が、地域住民の生活や漁業、観光業等の経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等が、連携・協力を図りつつ、処理の推進を図るよう努めること
- ② 国は、地方公共団体と連携しつつ、洪水や台風等の自然災害により海岸に漂着した流木等が異常に堆積し、海岸保全施設の機能を阻害する場合等に、その処理を緊急的に実施する際に利用可能な災害関連制度の活用を推進に努めること
- ③ 海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸等に漂着等したものであり、流域圏で内陸から沿岸に渡る関係主体が一体となった海岸漂着物対策を実施すること

#### **(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制**

海岸漂着物等の効果的な発生抑制について、法改正の趣旨を踏まえ、以下の内容を規定する。

##### ① 3Rの推進による循環型社会の形成

ア 国や地方公共団体は、循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則に基づき、各種リサイクル法の適切な実施を始め、3Rの推進、廃棄物の適正な処分を確保することにより、循環型社会の実現を図るよう努めること

イ 特に海洋プラスチックごみ対策としては、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を經由して海域に流出することに鑑み、海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、国民的気運を醸成し、違法行為であるポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底するとともに、不必要に使用・廃棄されるワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュースなどによる経済的・技

術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制に努める。さらに、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、再生材・バイオプラスチック利用の促進、廃プラスチック類の適正処理の徹底等に努めること

ウ 漁具等の海域で使用されるプラスチック製品について、陸域での回収を徹底しつつ、可能な限り分別、リサイクル等が行われるよう取組を推進すること

## ② マイクロプラスチックの発生抑制

ア 事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減を徹底するなど、通常の使用に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努める。また、プラスチック原料・製品の製造、輸入、流通工程をはじめ、サプライチェーン全体を通じて、ペレット等の飛散・流出防止の徹底を図るとともに、輸入されたマイクロビーズが含まれる洗い流しのスクラブ製品などの流通及び販売の抑制に努める。また、事業活動においてプラスチック原料等が廃棄物等となることを抑制すること、循環的な利用が行われていない循環資源について自らの責任において適正に処分すること等により、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めること

イ 国は、マイクロプラスチックの使用の抑制、飛散・流出防止の措置及びマイクロプラスチックを含有する製品の流通の状況等について調査を実施し、その実態を把握すること

## ③ 発生状況及び原因等に関する実態把握

ア 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の性状、発生の状況や原因、経年的な量の推移等を把握するため定期的に調査を行うこと

イ マイクロプラスチックについては、その発生の状況や分布実態、生態系や人の健康への影響について未解明の部分が多いことから、国は、海域、河川や湖沼などの公共の水域における分布実態や、生態系等への影響の把握に係る調査研究を推進すること。また、得られた最新の科学的知見や国際的な動向を勘案し、発生抑制のための施策の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。

## ④ ごみ等の適正な処理等の推進

ア 海岸漂着物等の発生抑制を図るため、国民は、生活系ごみの減量化や再生品の使用等の取組によって、日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努めるとともに、日常生活において生じたごみ等をなるべく自ら処理することや

リサイクルのための分別収集への協力等の取組を通じ、海岸漂着物等の発生抑制に努めること

イ 事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物を適正に処分すること等により、海岸漂着物等の発生抑制に努めること

ウ 国は、海岸漂着物等の状況に応じ、各種の事業活動において用いられる資材の使用・廃棄等の実態を調査し、これらの資材の海洋環境中への排出の抑制に向けた方策を検討すること

#### ⑤ ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止

ア 国民や事業者は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散することのないよう、その所持する物や管理する土地を適正に維持・管理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めること

イ 国や地方公共団体は、河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流出又は飛散の防止を図るため、地域の住民との連携による清掃活動の実施等に取り組むほか、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めること

ウ 漁具等の海域で使用される資材については、厳しい海況等に起因する非意図的な流出が可能な限り発生しないよう、事業者はこれらの資材の点検等、日頃からの流出防止対策に取り組むこと。国、地方公共団体及び事業者団体は、これらの事業者の取組について、必要な助言及び指導を行うよう努めること

### **(3) 多様な主体との連携の確保及び普及啓発**

国、地方公共団体、国民、民間団体、事業者、研究者等の様々な主体が連携協働し、取組を拡大、効率化、加速化させるため、以下の内容を規定する。

① 国は、国民が問題意識を共有し、個々人が自らの生活スタイルを見直す機会を創出するとともに、全国の海岸漂着物対策関係者が参画できる場を設置し、関係主体の取組及び成果の共有や主体間の連携・協力を継続的に推進すること

② 国や地方公共団体は、民間団体等との緊密な連携を確保することが必要であり、地域に貢献している民間団体等による活動の充実に向けて、広報活動、調査研究等の結果の提供及び技術的助言による情報面での支援のほか、海岸漂着物等の処理や発生抑制の推進に寄与した民間団体や個人を表彰することにより望ましい活動の推奨等を行うよう努めるとともに、その活動の促進を

図るための財政上の配慮や各種の助成制度等に関する情報の提供を通じ、民間団体等の活動の支援に努めること

- ③ 国は、海岸漂着物等に関する研究の裾野の拡大・加速・連携強化を図るため、大学や研究所等の研究機関が参画し、研究の全体像や課題を研究者間で共有することができる場を提供すること
- ④ 国や地方公共団体は、国民一人ひとりが海岸漂着物等の問題についての理解を深め、その自覚を高めるとともに、消費行動において適切な商品選択や廃棄物処理を実践するよう、海岸の環境保全等に関する教育や学習の振興等の環境教育やエシカル消費等の消費者教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めること
- ⑤ 事業者は、それぞれの消費者が具体的な商品選択の際に、海岸漂着物等の発生抑制を考慮した製品等の選択が可能となるよう適切な情報発信を行うこと

#### **(4) 国際連携の確保及び国際協力の推進**

海洋プラスチック問題は、世界全体で喫緊に対処すべき課題であり、来年我が国で開催されるG20も念頭に、我が国がこれまで培ってきた廃棄物処理の実績や海洋プラスチックごみに関する研究成果等を基に、G7、G20、更には国連の場を活用して、問題解決に向けた国際的な取組を牽引するため、以下の内容を規定する。

- ① 我が国は、地球規模で海洋プラスチックごみを削減させるという観点から、我が国の知見・経験・技術・ノウハウを基に、世界規模で行われる海洋プラスチックごみ問題に関する議論に積極的に貢献すること
- ② 国は、日中韓三カ国環境大臣会合や北大西洋地域海行動計画、ASEAN+3などの枠組みや二国間協議等を活用し、関係国間での海洋プラスチックごみに関する理解の促進、各国施策の情報交換、科学的知見の共有等を行い、また国際的な連携を促進すること
- ③ 国は、国際協力に係る関係機関とも連携し、途上国に対し、廃棄物の収集から処理に至るまでの廃棄物処理・3R推進のための能力構築や制度構築、海洋ごみに関する国別行動計画の策定、廃棄物発電等の質の高い環境インフラの導入や関連する人材育成に関する支援、地方公共団体、国民、事業者、民間団体等の意識啓発の支援を行い、途上国からの海洋プラスチックごみの排出量の削減に寄与すること
- ④ 国は、マイクロプラスチックについて、国際機関等とも連携して、モニタリング手法の国際調和・標準化を行うとともに、アジアの国々と協力し、我

が国を含むアジア海域での汚染状況を把握する。また、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの調査研究、科学的知見の共有を推進する国際的な取組に積極的に貢献すること

#### **(5) その他**

政府は、海岸漂着物対策に関する各種施策について、毎年の実施状況等を把握し、公表するよう努める。また、施策の実施状況等を勘案し、施策の改善又は新たな施策の検討等、必要な措置を講ずる。

以上